

社会福祉法人みのり福祉会次世代育成対策行動計画(第2次)

社会福祉法人 みのり福祉会

みのり福祉会は、職員のうち女性が7割以上(短時間労働者を含む)を占め、又、20代・30代の若年労働者が約4割を占めているという状況に鑑み、子育てを行う労働者の仕事と家庭生活の両立支援を推進するための雇用環境の整備、多様な労働条件の整備等を行い、職員が安心して働くことのできる場を確保し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境整備を行う必要がある。

このため、平成23年10月20日～27年3月31日を計画期間とする行動計画を策定し、各種対策を実施してきたところである。この間の対策実施状況を検証した結果、前計画で目標未達の部分、引き続き対策を継続すべき部分もあった。そこで、次のとおり行動計画を策定し、次世代育成支援対策に資するものである。

1 計画期間 平成27年7月1日から平成30年6月30日までとする。

2 内 容

【目標1】 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備

現在、育児休業等に関する規則を整備し、女性労働者の健康管理に努めているところであるが、更に女性労働者が安心して働くことができる環境の整備が求められるところである。

そこで、女性職員の仕事と子育ての両立支援を推進し、全ての職員がその能力を十分に発揮できる環境整備を行うため、次のとおり具体的な行動を定める。

(具体的な行動)

- ・平成27年7月～ 制度内容について、職員研修、子育て支援相談窓口などにより職員に周知
- ・平成27年7月～ 毎年度育児関係制度の利用状況を調査し、実態を把握
- ・平成28年4月 妊娠中や出産後の女性職員が抱える職場における種々の問題について相談できる子育て支援相談窓口を設置
- ・平成29年4月～ 育児休業中の職員に対する職場復帰プログラムを実施

【目標2】 子どもの看護のための休暇制度の利用促進

現在、就業規則により、年次有給休暇とは別に子の看護休暇を設け、時間単位での休暇取得も可能な制度としているものの取得率は低く、制度の利用促進を図る必要がある。

そこで、職員が利用しやすい職場環境を整備していく。

(具体的な行動)

- ・平成27年7月～ 制度内容について、職員研修、子育て支援相談窓口などにより職員に周知
- ・平成27年7月～ 毎年度育児関係制度の利用状況を調査し、実態を把握
- ・平成28年4月 子育て中の職員が抱える職場における種々の問題について相談できる子育て支援相談窓口を設置

【目標3】 子育て支援の諸制度の男性職員利用の促進

現在、育児・介護休業等に関する規則により、種々の子育て支援制度を整備しているが、男性職員の利用がない状況であり、制度の利用促進を図る必要がある。
そこで、職員が利用しやすい職場環境を整備していく。

(具体的な行動)

- ・平成27年7月～ 制度内容について、職員研修、子育て支援相談窓口などにより職員に周知
- ・平成27年7月～ 毎年度育児関係制度の利用状況を調査し、実態を把握
- ・平成28年4月 子育て中の職員が抱える職場における種々の問題について相談できる子育て支援相談窓口を設置

【目標4】 年次有給休暇の取得の促進のため、法人平均取得率目標30%

年次有給休暇の取得については、福祉職場においては取得できにくい状況が見受けられ、取得率の低い施設が見受けられる。
これの対策として次の具体的な行動により労働条件を改善していき、職員の働きやすい、また、利用しやすい環境作りに努める。

(具体的な行動)

- ・平成27年7月～ 制度内容について、職員研修、管理職員研修等により職員に周知し、取得しやすい職場づくり
- ・平成27年7月～ 毎年度年次有給休暇取得状況を調査し、実態を把握